

賃貸住宅を契約するとき、退去するとき トラブルを防ぐためには

消費者ホットライン
188 (嫌や!泣き寝入り)

お問い合わせ 消費生活センター (平日) 午前9時~午後4時 ☎57-8143

この時期は、賃貸住宅の契約や敷金返還トラブルの相談が多く寄せられます。トラブルが生じないようにするため、次のような点を必ず確認しましょう。

【契約するとき】

・**契約前に説明をしっかりと聞く**：契約の前までに借主に「重要事項説明書」を交付して説明することが義務づけられています。

・**入居時の確認が特に大事**：入居時の傷の有無などが退去時の基準になります。リフォームの有無、床・壁等の傷や汚れなどのほか、設備の整備状況などを確認し、その内容を確認リストとして書面におきましよう。写真も有効です。

・**気になる特約があったら慎重に判断する**：契約書に不利になると考える特約がある場合、契約条件の交渉することは可能ですが、貸し主が変更に応じることが少ないのが現実です。

【退去するとき】

・**原状回復義務**：入居期間中に不注意でつけた傷(損傷)、汚れ(汚損)、破損は、元の状態(原状)に修復しなければなりません。現実には、借主が修復工事をするには少なく、修復に要する費用を「原状回復費用」として敷金から差し引くのが通常です。

・**室内のクリーニング**：退去に際しては、年末等に行う大掃除程度の清掃を行います。また、ハウスクリーニングは、クリーニング特約(退去時に室内の清掃費用を借借人が負担する旨を定める特約)がある場合は、費用が借主負担となる点に注意しましょう。

・トラブルになった場合は、消費生活センターに相談してください。

首都圏情報コーナー

世界遺産登録推進講演会開催

2月2日、東京都千代田区の星稜会館ホールで、「佐渡金銀山世界遺産登録推進講演会」が開催され、約220人が参加しました。

相川の文化的景観に関する調査を担当された京都工芸繊維大学の清水教授を講師に、「鉱山都市相川の風景とその魅力」町歩きへのいざない」と題して、講演をしていただきました。

「かつての世界文化遺産は歴史的な建造物が中心だったが、今は自然風土と人間との営みが混じり合った景観そのものを文化遺産にするという流れがある。金山の発展とともに町並みと人々の生活が変容する鉱山都市・相川は世界遺産になる価値があり、それを確信している」と、多くのスライドで解説していただきました。

また、世界遺産推進課から「相川の景観を構成する代表的家屋の特徴」として、国重要文化財の松榮家や高田家住宅など相川を代表する特徴的な家屋の紹介もしていただきました。

講演後には三浦市長から来年夏の国内推薦獲得を視野に入れ、活動を推進すると力強いごあいさつをいただきました。

(文責：佐渡市東京事務所 小路 徹)



講演会の様子

編集後記

少しずつ暖かくなりジョギングなど体を動かすのがとても楽しい季節となりました。

子どもたちと一緒にジョギングをすると、去年は余裕だったのに、今は後ろを汗だくで追いかける私。

子どもたちの成長がうれしい半分、適度な運動をしなくてはと反省する日々です。(T.S)

